

七	六	五	四	三	二	一	件	成	省	国	財
払込金額	発行額	募入決定の方法	発行方法	振替法の適用等	法律及びその条項	名称及び記号	平成十六年五月十二日	十六年四月二十日	令第三十号	債の発行等	務省告示第二百四十号
四十九億三千八百九十萬円	四十九億三千八百九十萬円	各申込みのうち応募額を順次割り当てる。	入札発行を競争に付して行われる	成振替法と同一の規定の適用	第二十六年法律第百一十一号	利付国庫債券(三十年)(第十四回)	財務大臣 谷垣 禎一	に発行した利付国債の発行条件を次のとおり告示する。	第五十条の規定に基づき、	昭和五十七年大蔵省令第三十号(昭和五十七年大蔵省令第三十号)	昭和五十七年大蔵省告示第二百四十号

八 最低額面金
 九 振替単位
 十 発行日
 十一 発行価格
 十二 利率
 十三 経過利率
 十四 払込み

五万円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。
 平成十六年四月二十日
 平成十六年四月二十日
 額面金額百円につき九十八円三
 十銭
 年二・四パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{償還総額} \times 24}{100} \times \frac{31}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時にお
 て取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、前記
 (一)の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法人
 が適用を受ける所得税の税率
 を乗じた金額)を控除すること
 ができる。
 平成十六年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 者 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成十六年四月二十日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成十四年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する 各支払期におい て、その日以前 各支払期におい て、支払期とし、及び九月二十日 毎年三月二十日及び九月二十日 毎月三十一日及び九月二十日 毎

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.4 \times 1}{100 \times 2}$$

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。